

低炭素社会づくり促進事業費補助金

～温室効果ガスの削減につながる設備の導入等を応援します～

低炭素社会づくり促進事業費補助金とは…

本県における温室効果ガス排出量削減を推進するため、県内に事業所を有する中小企業者等の設備更新等に対し、費用の一部を補助します。

1 補助額

補助対象経費の3分の1以内（上限100万円）
（補助対象経費：設計費、機械装置等購入費、工事費）

2 申請受付期間

令和元（2019）年6月3日～11月8日

※受付は先着順に行い、受付期間内であっても申請総額が予算額に達した場合は受付を終了します。

3 要件等

(1) 補助対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人（※要件があるので、詳しくはお問合せください。）

(2) 補助対象設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備（設備から排出される温室効果ガスの削減量が、更新前と比べて年間10トン以上見込めること）
- ◇ コージェネレーション設備（発電出力が10キロワット未満の設備であること）

(3) その他

補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。



詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL:028-623-3187 FAX:028-623-3259



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し、オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。詳しくは環境省HPをご覧ください。

QRコードから
アクセスできます

